清掃作業要領

１．清掃区域及び面積

清掃区域　別紙図面のとおり

清掃面積　別紙清掃面積算出表のとおり

２．清掃作業時間

作業時間　日常清掃は、清掃作業を原則として８時００分から１６時３０分の間で実施すること。本学が求める早番（外来等）が始業７時００分から終業１５時３０分まで、遅番（ゴミ回収、緊急対応等）が始業８時３０分から終業１７時００分までとする等、シフト体制は柔軟に認める。

３．業務概要

Ⅰ．清掃範囲及び回数

（１）医学部附属病院（病院関係施設含む）

日常清掃、定期清掃及び巡回清掃の範囲と回数は、別紙「医学部附属病院清掃範囲図」に示すとおりとする。ただし、巡回清掃は範囲図に示す病棟等だけでなく全ての範囲を対象とし、汚れのひどい場合を含め品質管理者が巡回して品質保持及び評価を行う。

（２）大学関係施設（（１）を除く。）

日常清掃及び定期清掃の範囲と回数は、別紙「医学部清掃範囲図」に示すとおりとする。ただし、巡回清掃は全ての範囲を対象とし、汚れのひどい場合を含め品質管理者が巡回して品質保持及び評価を行う。

Ⅱ．留意事項

１．医学部附属病院及び病院関係施設

本施設は、入院患者、外来患者及び教職員・学生等の不特定多数の者が混在する施設であることを十分考慮し、清掃を実施する際には衛生的かつ静かに実施すること。

作業は次の点に留意して行うものとする。

(1) 清潔度に応じた清掃用具を使い分けること。(ゾーニング)

(2) 清掃作業の前後には、手洗いを行うこと。

(3) 手袋を使用する際は、汚物用・便所用・一般用・病室のゴミ回収用に区別して使用する。

また、作業後は都度手袋を取り外すこと。手袋をはめたまま、作業個所以外の建物、備品にふれないこと。使用後は、洗剤を用いて洗い、乾燥させておく。

(4) 血液、たん、尿便などに触れる場合は、必ず手袋（ディスポ：使い捨て）をはめて行うこと。除去及び周囲を含めた清掃については本学感染対策マニュアルに従うこと。

また、注射針、メス、その他の鋭利な器具による刺傷・切傷を起こさないよう、最大限の注意を払い、発見した場合は直ちに医師、看護師等に連絡すること。また、作業中に針刺、切創、粘膜汚染等の事故が発生した場合は、速やかに近くにいる本学職員に指示を仰ぎ、責任者及び病院調達係に報告すること。なお、落下物の収拾は、必ず目視で落下物が何かを確認し、素手で収拾せず、手袋等を装着して収拾すること。

(5) 再利用できるモップ、タオル類については、感染防止のため毎日、清掃場所に応じ１回以上取り替えること。

消毒する際は、８０℃以上の熱湯に１０分間以上浸すこと。（※)もしくは同等の対応を行うこと。

洗濯・乾燥する際は、洗濯機・乾燥機等の機器により洗浄・乾燥させること。(乾燥に際しては、花粉等のアレルギー物質の付着を防ぐため天日干しは不可とする。)

(※)平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」に記載の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体に汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」による。

学内に機器等を設置する場合は、事前に本学職員と協議すること。設置、運営に係る費用及び光熱水費は、請負者の負担とするものとする。

なお、再利用できるモップ、タオル類は、ディスポ製品の使用も可とする。ただし、ディスポ製品を使用する場合及び消毒・洗濯方法が上記以外の方法にて対応する場合は、事前に本学担当職員に相談すること。

(6) 清掃従事者は、病室内でのプライバシーの保護には十分注意し、入院患者及びその家族等に不快感を与える言動及び態度に注意すること。また、病室他院内作業中の私語は慎む等患者等と適度な距離を保つこと。

(7) 病棟担当の作業従事者は、業務開始及び完了をスタッフステーションに立寄り報告すること。なお、業務開始時には、患者の入・退院、感染症対応等、業務に必要な情報を必ず確認すること。

(8) 清掃従事者は、患者及びその家族等から金品等の供与を受けてはならない。

(9) 清掃の際は、埃等の飛散を極力避けるよう細心の注意を払い作業すること。

清掃エリアについては、専用の埃取りの道具を使用し、壁面及び扉上部、天井等の埃が溜まる場所も清掃する。また、病室・診察室・処置室等の患者が医療・看護を受ける場所については、特に細心の注意を払い作業すること。

(10) 病室・診察室・処置室等で患者が診察、処置等を受けている際及び入院患者の食事時間帯中における作業は避けること。

(11) 不測の事態に備えて、作業及び作業時間の変更等に応じること。

(12) 清掃内容により発注者が指定した清掃は、指定時間内に作業を完了すること。

(13) 騒音を防止し、静粛作業に努め、カーペット等の除塵に使用する掃除機は作業時の騒音を抑えたものとし、使用にあたっては周囲に配慮すること。

(14) 本学感染対策マニュアルに従い、二次感染予防に留意すること。

(15) 床面に設置してある備品等で移動できる場合は、極力移動させて作業を行い、作業完了後は原状に復するものとする。なお、移動させる際には取り扱いに十分注意すること。

(16) 汚染防止管理区域の清掃を行う場合には、感染対策を十分に行ったうえで作業を行うこと。入室時の手洗い、ガウンテクニック及びマスク着用を適切に行うこと。

(17) 感染性廃棄物等の回収等は、医療に関する法律を遵守し実施すること。

(18) 女性入院患者のいる病室、女子トイレ及び女子更衣室には、女性の清掃作業員を配置する等の配慮をすること。やむを得ず、男性の清掃作業員が高所等の作業を行う場合は、事前に本学担当職員に確認を取ること。

(19) 清掃従事者は、作業実施にあたって、部屋等の鍵を必要とする場合は、その授受を明らかにし、

請負者の責任において火災、盗難の防止に注意すること。また、清掃終了後は、窓、扉の施錠を完全に実施し、戸締まりを確認しなければならない。

(20) 清掃従事者は、発注者の許可なくして清掃区域外に立ち入ることを禁止する。

(21) 清掃従事者は、同一人を継続して従事させることとし、病気等によりやむを得ず同一人が従事できない場合は速やかに継続して行える者を選定し、引継による混乱を来さないよう注意すること。

２．大学関係施設（１．医学部附属病院及び病院関係施設を除く。）

大学関係施設の各建物内では、講義、実習、実験、会議、打合せ等を実施している場合が多いため静粛な清掃を実施すること。

作業は次の点に留意して行うものとする。

(1) 清掃作業の前後には、手洗いを行うこと。

(2) 廊下等カーペット等の除塵に使用する掃除機は作業時の騒音を抑えたものとし、使用にあたっては周囲に配慮すること。

(3)床を水拭きまたは除菌洗浄剤で清拭する際のモップは堅く絞り作業すること。

(4) 講義室、実習室及びホール等においては、不特定多数の者が利用する場所であるため、所有者が断定できない飲料容器及び食料品等は、すべてゴミとして取扱い処分すること。

(5) 講義室等に設置されている学生机及び椅子等は、清掃終了時に整列すること。

(6) 女子トイレ及び女子更衣室には、女性の清掃作業員を配置する等の配慮をすること。やむを得ず、男性の清掃作業員が高所等の作業を行う場合は、事前に本学担当職員に確認を取ること。

(7) 再利用できるモップ、タオル類については、感染防止のため毎日､清掃場所に応じ１回以上取り替えること。

消毒する際は、８０℃以上の熱湯に１０分間以上浸すこと。（※)もしくは同等の対応を行うこと。

洗濯･乾燥する際は、洗濯機･乾燥機等の機器により洗浄･乾燥させること。(乾燥に際しては、花粉等のアレルギー物質の付着を防ぐため天日干しは不可とする。）

(※)平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」に記載の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体に汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」による。

学内に機器等を設置する場合は、事前に本学職員と協議すること。設置、運営に係る費用及び光熱水費は、請負者の負担とするものとする。

なお、再利用できるモップ、タオル類は、ディスポ製品の使用も可とする。ただし、ディスポ製品を使用する場合及び消毒・洗濯方法が上記以外の方法にて対応する場合は、事前に本学担当職員に相談すること。

【共通事項】ゴミの収集業務

ゴミ収集業務の実施にあたっては、各所に設置のゴミ箱及び各部署が廊下等に排出するゴミ袋等を収集し、本学指定のゴミ収集場所に搬出保管する作業を行う。

1．ゴミ収集にあたっては、請負者が用意する蓋付きの収集コンテナ等を使用し蓋を閉じた状態で運搬すること。収集コンテナについては、蓋が完全に締まり押し引きが可能で本学エレベータを利用できる大きさとする。

特に収集した感染性廃棄物については、屋内または屋外を問わず放置してはならない。

2．請負者は、収集後、屋外ゴミ集積場にて分別を確認し、再分別が必要な場合は行うこと。

その際、内容物が本学廃棄物分別方法(本学、廃棄物処理センター作成別添のとおり)に違反していないか確認を行い、万一、違反しているときは、担当職員へ連絡すること。また、各収集場所にて違反しているゴミがあった場合は、直ちに担当職員に連絡すること。

3．各部署及び廊下等に設置されているゴミ箱は収集した際、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換する。また、設置されているゴミ箱は、適時清掃（洗剤を含ませたクロスで拭き取る）すること。

4．各ゴミ収集場所から屋外ゴミ集積場までの経路移動中は、入院患者、外来者、教職員・学生等不特定多数の者が往来しており、場所によっては医療機器等が移動していることから接触に注意し移動すること。不測の状況になった場合は、安全を確保の上、直ちに担当職員に連絡し指示を受けること。

5．屋外ゴミ集積場及び感染性廃棄物集積置場は、請負者において常に整理し、清掃すること。

6．感染性廃棄物収集容器は絶対に開封しないこと。また収集、運搬中に容器が破損した場合は、担当職員に直ちに連絡し、その指示に従うこと。

7．感染性廃棄物と一般ゴミは別々に分けて収集、運搬すること。

8．屋外ゴミ集積場のシャッター扉は、請負者が委託者から貸与した鍵で開閉する。また、感染性廃棄物集積置場の扉は、廃棄物搬入の都度開錠し、搬入後施錠すること。

当該場所に保管しているゴミは、別契約しているゴミ収集業者が回収するまで保管する。

9．ゴミ収集回数等

各建物のゴミ収集について、特に１日に１回以上としている場合は必ず１回は空の状態にすること。ゴミの量が多くあふれることが無いよう巡回で確認する等の回数調整を行うこと。特に手術部、地下１階血管造影室横、集中治療部及び２階東病棟は始業時に空の状態にし、終業前にもう１度空にすること。収集後は屋外ゴミ集積場又は感染性廃棄物集積置場まで搬出保管すること。

※ゴミ収集した際に交換したビニール袋は、再使用しない。

A.各部署、廊下等 （１回以上／１日）

① ゴミ箱の中にあるゴミを取り除き、必要に応じて、ゴミ箱のビニール袋を交換する。

② 「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「プラスチック」「ペットボトル・ビン・缶」に区別して収集する。

③ ゴミ箱が汚れている場合は、必要に応じて洗剤を含ませたクロスで拭き取る。汚れのひどいときは洗浄し、汚れを落とすこと。

B.感染性廃棄物等（１回以上／１日）※針刺し事故等の原因となる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された特定の収集等は、以下のとおり実施すること。

① 感染性廃棄物等の入った容器を収集し、感染性廃棄物集積置場へ保管する。なお、感染性廃棄物を収集する際は、手袋を着用し、収集後は取り外すこと。

② 搬出したものの中で、廃棄物処分業者が収集困難なものは、指定のダンボール箱に余裕を持って詰めること。廃棄物を詰め込む余裕があっても、詰め込まないこと。

C. 汚物室 （１回以上／１日）

① 汚物入れの汚物を回収し、汚物入れのポリ袋を交換する。

② 手術後、分娩後の汚物は、毎日、感染性廃棄物集積置場まで搬出保管する。

③ 容器については、必要に応じ洗剤を含ませたクロスで拭き取る。

D.建物外部（１回以上/週）

① ゴミ箱の中にあるゴミを取り除き、必要に応じて、ゴミ箱のビニール袋を交換する。

②「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「プラスチック」「ペットボトル・ビン・缶」に区別して収集し、屋外ゴミ集積場まで搬出保管すること。

E.学内保育所「きらり」のごみの収集

月曜日から土曜日まで毎日１回ゴミ置場のゴミ収集を行う。

① ゴミ箱の中にあるゴミを取り除き、必要に応じて、ゴミ箱のビニール袋を交換する。

②「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「プラスチック」「ペットボトル・ビン・缶」に区別して収集し、屋外ゴミ集積場まで搬出保管すること。

10. その他

・廃棄物処分業者が回収に来た際は、速やかに屋外ゴミ集積場又は感染性廃棄物集積置場を開放すること。

・本学職員が個別に屋外ゴミ集積場に段ボール、本、雑誌等のゴミを持ち込む場合があるので対応すること。

・適時、建物内外のゴミ箱内を確認し、状況に応じて随時収集すること。

・臨時的に各部署から収集の依頼があった場合は、速やかに対応すること。

Ⅲ.日常清掃

別表１「日常清掃作業要領」のとおりとする。

Ⅳ. 定期清掃

別表２「定期清掃作業要領」のとおりとする。

定期清掃予定表を事前に本学担当職員に提出の上実施すること。なお、予定表の提出時期については本学担当職員と協議すること。

作業場所の都合により、実施日の変更を依頼する場合があるので、その際は日程を再調整すること。

Ⅴ．巡回清掃

別表3「巡回清掃作業要領」のとおりとする。

別表１

１．日常清掃清作業要領

（１）共通事項

作　業　要　領
・手洗いの励行をすること。病室等の入退室時には手洗いの後、手指消毒を行うこと。 ・作業の際は手袋を着用し、ゴミの処理、便所清掃などの汚染物を扱うときは別手袋を着用すること。また、作業後は都度手袋を取り外すこと。 ・ゴミの除去、汚れ取りは、ダスタークロスモップを用い、床面の除塵を行う。ヒールマーク付着等の汚れを取り去る。 ・床を水拭きまたは除菌洗浄剤で清拭する際のモップは堅く絞り作業すること。 ・エレベータの操作盤及び扉面（外側、内側）、手摺り、ドアのノブ、扉等、手が触れる範囲は、除菌洗浄剤を用いて清拭すること。 ・清掃時に移動した備品類は作業終了後に元の状態に戻す。なお、移動した際、その下も除塵する。また、医療機器等の移動の可否の判断に迷うときは、看護師等本学担当職員の指示を仰ぐこと。なお、移動する際は取り扱いに十分注意すること。 ・各清掃区域内における天井、壁、窓、柱、排気口、換気扇、ブラインド、エアコン表面、送風口、通気口、飲料器、手すり、案内表示板、防火扉、蛍光灯器具、ドア、ロッカー（上面含む）等に汚れ、スス、ゴミ詰り、クモの巣が生じている時は、随時誠意を持って清掃すること。 ・洗面所等の手洗い石鹸設置個所においては、液切れがないよう都度確認し、補充すること。 ・洗面所等の排水口からの臭気逆流防止及びチョウバエ等の発生を予防するため、清掃の都度、排水口へ一定時間水を流すこと。 ・汚れが目立つ場合や漏水等における不慮の汚れ等については、本学担当職員の指示に従い臨機に清掃すること。 ・学内には多職種の委託・工事業者等(以下「他業者」という。)が、業務を行っていることから、万一本請負業務との区分けに不明な部分があった場合は、誠意をもって他業者と協議打合せの上対応すること。その際は、事前に本学担当職員に連絡すること。

（２）作業要領

作業内容	作　業　要　領
①水廻りの清掃	・流し台、洗面台、SKは洗剤を含ませた専用スポンジで磨く。洗剤分を残さぬよう丁寧に洗い流す。 ・蛇口等金属部分は乾いた専用クロスまたはスポンジで曇りのないように磨く。 ・鏡は乾拭きし、流し台・洗面台の縁及び水廻り周辺の床等に水気を残さない。 ・吐水口は目詰まりがないようブラシ等で清掃する。通常清掃で改善できない目詰まりや破損がある場合は、本学担当職員に報告する。 ・ハンドドライヤーが設置されている場合、取扱説明に従い清掃後、除菌洗浄剤を用いて清拭する。 ・汚水を流し台、洗面台に流さない。 ・備品等も同様に磨き上げる。
②カーペットの清掃	・真空掃除機を用い除塵する。 ・汚れがひどい場合は、カーペット用洗剤、カーペット用ポリッシャーを用い清

	掃する。
③床面拭き	・完全に乾燥させたモップで拭く。 ア　モップはゾーニングに応じ色分け、一般用、トイレ用等区別して使用すること。 イ　モップは替芯（専用モップヘッド）を多く用意することにより、現場でのモップ洗いを避け、衛生面と作業効率を図ること。（オフロケーション方式） ウ　清潔なモップヘッドを必要数用意する。 エ　床面拭きは、ワンパス（一方拭き）にて行う。モップは、適宜モップヘッドを取り替えながら床をすみずみまでクリーニングする。 オ　汚れのひどい所は適宜洗剤を用いて汚れを落とす。 カ　転倒防止のため、通行部分は乾いたモップで乾拭きを行い、水気を十分に取る。 キ　フローリング面については、床面に傷をつけないよう丁寧に拭く。
④壁・窓枠・備品等	・テーブル、机、椅子等の手を触れても支障のない備品等は、毎回乾拭きする ・壁・窓枠・カーテンレール・備品等は塵埃を払い、汚れを雑巾で拭き取ること。
⑤足拭きマット	・マット類は、常に泥等を取り除き、真空掃除機により吸塵作業を行い、汚れに応じて適宜水洗いする。
⑥建物入口付近	・建物入口のガラス部分（ドアを含む）は乾拭きする。入口付近のゴミ、落ち葉等を除去する。
⑦点検等	・使用していない清掃用具、器材は所定の場所に収納すること。 ・清掃実施後の確認・点検を行い、汚れが目立つ場合は速やかに対応すること。
⑧消毒液等の処理	・排水口へ流すことが禁じられている消毒液の処理については、本学の指示方法によるものとする。

※ドライメンテナンスエリアの日常清掃

附属病院外来棟Ｂ１～３階（玄関ホール、廊下、待合）、福利施設棟、基礎臨床研究棟、医工連携拠点棟、総合人間科学・基礎研究棟、看護学科棟、フォトン研究棟、サイクロトロン棟、臨床講義棟、図書館、管理棟はドライメンテナンスにより実施する。

２．建物別特記事項（上記の基本事項以外）

【医学部附属病院及び病院関係施設】

区域別特記項目

１）各清掃区域を以下により分類する。

（１）特別区域、（２）一般清潔区域、（３）汚染拡散防止区域、（４）汚染区域に分類する。

特別区域は、別紙「清掃範囲図」に赤枠で示す。

２）特別区域等における留意事項

・清掃用具及び材料は、本学職員の許可なく区域内に持込み又は持ち出してはならない。

・清潔区域の清掃従事者は、専任かつ長期的配属を原則とする。

・清掃エリアにおいて壁面及び扉上部等の埃の溜まるところに関しては専用の道具等を用いて埃等を除去清掃すること。なお、本作業は埃等の飛散がないように細心の注意をし、天井までの壁面等を実施すること。

・「消毒液」は本学が支給し、本学感染対策マニュアルに指定された、各作業に適したものを用いること。

3）以下の作業要領及び次に掲げる部門別特記事項に記載のない項目については、「1.（1）共通事項、（2）作業要領」によること。

（1）特別区域における一般的な作業要領は以下のとおり。

作業場所	作　業　要　領
集中治療部 材料部 手術部 分娩管理区域 周産母子センター（分娩エリア含む） NICU、GCU、MFICU	◎ビニール袋は再使用しない。 ・拭き掃除には専用モップを用いる。 ・拭く場所を変える都度、モップヘッドを交換すること。 ・掃除機使用の場合は、高性能微粒子フィルター排気装置付電気掃除機を用いて行うこと。 ・清掃作業後支給された消毒液により床面を清掃する。 ・壁面は汚れに応じて消毒液を用い、清掃する。 ・周産母子センター管理区域のうち新生児特定集中治療室（ＮＩＣＵ）は、支給された消毒液により床面等を清拭すること。
輸血・細胞治療部	・幹細胞処理輸血遺伝子検査室及び同前室は、全ての床、壁及び機器外装をそれぞれ簡易な消毒液（消毒用エタノール等）及び専用の消毒液を使用して清拭すること。
８階東病棟 クリーン廊下 無菌病室 無菌病室トイレ 無菌前室 外来化学療法センター	・院内専用靴を用いること。 ・他の区域に使用した清掃道具を使用しないこと。 ・清掃の実施にあたっては、薬剤による暴露を防ぐため、手袋、マスク、ビニールエプロン、ゴーグル等の防護具を装着すること。

（2）一般清潔区域

一般清潔区域における部門別作業方法は以下のとおり。（2－1）

作業場所	作　業　要　領
病室 外来診療室等 デイルーム	【清掃従事者配置】 ・各病棟に、常時１名以上専任の作業員を配置すること。 ・作業員は、決められた勤務時間中はその病棟において作業を行うものとする。 【挨拶】 ・入退室の際必ず行うこと。また病室に入る際には、患者やその時々の状況に応じ、柔軟に対応すること。 【ゴミの回収】 ・くずかごを廊下まで持ち出して、処理する。 ・くずかごが汚れている場合はその都度洗剤を含ませたクロスで拭き取る。 ・くずかごは元の位置に他の人のものと間違えないように戻す。 【床面】

	・床面の埃・土汚れなどはダスタークロスモップを用いて除去する。 ア．部屋の奥から手前に向かい、モップヘッドがＳ字型を描くように行う。 イ．移動可能な物は動かして、その下も除塵する。 ◎医療機器等を移動してよいか判断に迷うときは、看護師等本学担当者に確認し、その指示による。 ウ．ベッド下の奥（壁際）までしっかりと掃く。 【テーブル、いす、テレビ等】 ・デイルームのテーブル、いす、テレビ及びエレベータ前の応接いす及びテーブルの清掃を行う。 【スポットクリーニング】 ・電灯のスイッチ、ドア及びドアノブ、ドアと建物の接合部分、ガラリ、カーテンレール、窓枠をクリーニングする。 【飲料用冷水機】 ・水飲口の周囲及び水受け皿を清潔な布にて汚れを拭き取る。 ・汚れがひどい場合は、洗剤を使用する。その場合は、洗剤が残らないように完全に洗い流す。

（２－２）

作業場所	作　業　要　領
浴室・ 更衣室・ 脱衣室・ 洗面所（台）	【ゴミの回収】 ・ゴミ箱の中のごみを回収する。 ・ゴミ箱が汚れている場合は、その都度洗剤を含ませたクロスで拭き取る。 【床面掃き】 ・更衣室・脱衣室・洗面所の床面の埃・土汚れ等はダスタークロスモップを用いて除去する。 【スポットクリーニング】 ・浴室、洗面所の壁面は洗剤を用いて汚れを洗浄し水洗いする。 ・浴室の床・浴槽は、洗剤を用いて汚れを洗浄し水洗いする。 ・風呂・洗濯機等の排水口トラップを外し、中まで汚れを取る。また、換気扇の埃を除去し、清拭する。 ・シャワーチェア等の備品は洗剤を用いて洗浄する。 ・脱衣棚を清拭する。 【床面拭き】 ・更衣室・脱衣室・洗面所の床面を十分に絞ったモップで拭く。 ・利用者の少ない時間帯に行うこと。また、汚れの通報があった時は、速やかに清掃をする。 ・床面は除塵後、水分を十分に絞ったモップで拭く。 【拭き取り、床面掃き】 ・壁、扉、手摺りは洗剤を含ませたクロスで拭き取る。 ・金属部分、溝を清掃する。 ・手摺りは洗剤を含ませた雑巾で拭き取る。

エレベータ 廊下・階段	・手摺りの受け金具及び手摺り子（手摺りに対してそれを垂直に支える部材）が汚れている場合は洗剤を含ませた雑巾で拭き取る。 ・壁面の汚れの目立つ箇所は、汚れを除去する ・水滴、汚れを見つけたら、その都度速やかに清掃すること。 ・足元の非常灯・名札ケースの上を水拭きする。 ・階段は、除塵の際に砂塵・埃の多いときは１段下に掃き落とし、踊り場部分で回収する。

（３）汚染拡散防止区域

汚染拡散防止区域における部門別作業方法は以下のとおり。

作業場所	作　業　要　領
汚物処理室 ＲＩ検査室	【ゴミの回収】 ・ゴミ箱の中のゴミを回収する。 ・ゴミ箱が汚れている場合はその都度洗剤を含ませたクロスで拭き取る。 【床面掃き】 ・床面の埃・土汚れなどはダスタークロスモップを用いて除去する。
感染症個室	◎感染症個室の場所については、看護師長から指示がある。 ◎ワクチン接種によって対応可能な疾患については、ワクチン接種歴、抗体価が確認できる本学担当職員が対応する。 ◎清掃用具は専用のものを使用する。 ◎必要な個人防護具を着用する。 【ゴミの回収】 ・くずかごのゴミを室内で袋の口をくくり回収し、新しいビニール袋と交換する。 ・くずかごは室外に持ち出さない。 【ｽﾎﾟｯﾄ･ｸﾘｰﾆﾝｸ】 ・拭き掃除には専用モップを用いる。 ・拭く場所を変える都度、モップヘッドを交換し廃棄処分する。 ・床・壁等に血液、体液が付着している場合はモップで拭かず、消毒液を含ませたクロスで拭き取る。 ・ゴミ箱が汚れている場合は洗剤を含ませたクロスで拭き取る。 ・清掃を終えたら、室内にて速乾性手指消毒剤で消毒してから室外に出る。

（４）汚染区域

汚染区域における部門別作業方法は以下のとおり。

（４－１）

作業場所	作　業　要　領
便所 (学内共通)	◎清掃作業中の案内板を設置又は清掃作業中であることを明示する。 【ゴミの収集】 ・ゴミ箱の中のごみを収集する。 ・汚物を回収して、ビニール袋を取り替える。 【手摺り、ドアノブ】 ・手すり、ドアノブ、扉、トイレットペーパーホルダー、便座除菌クリーナー、操作盤、ベビーシート、壁面、個室仕切り天板部等の範囲は除菌洗浄剤を用いて清拭する。 【排水トラップへの注水】 ・排水口のごみを取り除く。 ・害虫の発生及び臭気逆流防止のため、常にトラップがその機能を果たすよう一定時期間水を流す。 【手洗い場周囲（洗面台・蛇口を含む)】 ・換気扇の埃を除去し、清拭する。 【鏡】 ・鏡は水拭き後、乾拭きして磨き上げる。 【ハンドドライヤー】 ・ハンドドライヤーが設置されている場合、取扱説明に従い清掃後、除菌洗浄剤を用いて清拭する。 【便器・便座等】 ・便器内の水を流す。 ・便器は専用の洗浄剤を用いて汚れを取り除く。 ・トイレ洗剤（中性）を用いトイレモップで便器の隅々を丁寧にブラッシングする。(便器の内側を含む） ・便座は除菌洗浄剤を用いて清拭する。 ・便座、便器の蓋、便器の外側などは拭き上げる。 ・パイプやフラッシュバルブなどの金属部分は乾いたウエスで拭き上げる。 ・ウォシュレットノズルの清掃を行う。 ・臀部等の洗浄ノズルを伸出させ、水を絞った雑巾等で全体を清拭する。 ・汚れがひどい場合には、トイレ洗剤（中性）を使用して汚れを落とし、仕上げに水を絞った雑巾等で全体の清拭を行い、洗剤を拭き取る。 ・ノズルの伸出・収納操作方法は、温水洗浄便座の取扱説明書等で確認すること。洗浄ノズルは定期的に清掃すること。 ◎ウエスは他の場所と区別すること。 【床面】 ・便器の奥など狭い所はブラシ等を用いて埃・土汚れなどを除去する。 ・床面の埃・土汚れなどはダスタークロスモップを用いて除去する。 ・汚物室（トイレ内）の奥から手前に向かい、モップヘッドがＳ字型を描くように行う。 ・タイル床については、水拭きしモップで拭いた後、掃除口に水を流すこと。 【壁面】 ・壁面は洗剤を含ませたウエスで拭き上げる。

	【消耗品補充】 ・トイレットペーパー、洋式トイレ便座除菌クリーナー液、石鹸水 ◎消耗品を必要以上に積み置かないこと。 【点検等】 ・上記作業の点検を行う。 ・一日に何度か汚れ具合、消耗品の有無等の点検を行う。 ・点検の際、汚れのある箇所は、再度清掃する。 ・尿の臭いがしないようにすること。 ・トイレ便器が詰まった場合、簡易なものは詰まりを直すこと。 ・天井排気口は適時、除塵する。

特記事項

1．外来棟1階栄養部内及び指定便所内(清掃図面赤枠)

栄養部内及び指定便所（※1）のトイレは大量調理衛生マニュアル(※2)に基づき、清掃を実施し、消毒剤による消毒を行って衛生的に保つこと。なお、塩素系消毒剤は金属を傷めるため、ノロウィルスに対する不活性化効果を期待できる消毒液（※3）を使用する。使用にあたり不織布等に十分染みこませて清拭すること。

※1　指定便所は、外来棟1階職員食堂、福利施設棟1階の学生食堂等の従事者が利用する便所

※2　厚生労働省が示したマニュアル(令和2年6月1日に原則としてすべての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理の制度化に準拠した衛生管理」が義務付けられ令和3年6月1日完全施行)に対応すること。

※3　消毒剤については、本学担当職員の指示により対応すること。

2．外来棟の指定便所(清掃図面赤枠)は、指定回数(午前と午後の2回)に以下の清掃回数を追加する。

平日

中央トイレ1～3階：午前2回、午後2回

東側（中庭側）トイレ：3回/日　　目安時間9時、11～12時、15時

検査部トイレ：午前2回、午後1回　目安時間9時、11時、14～15時

3．講義実習棟1階、臨床講義棟1階、看護学科棟5階、医工連携拠点棟1階の多目的トイレ及び病院内便所、多目的トイレ内に設置してあるフッティングボード、ベビーチェアについては除菌洗浄剤を用いて清拭すること。

（4－2）

作業場所	作　業　要　領
汚物処理室 廃棄物保管庫	◎清掃作業中の案内板を設置又は清掃作業中であることを明示する。 【排水トラップへの注水】 ・臭気逆流防止のため、常にトラップがその機能を果たすよう注水する。 【ゴミの回収】 ・ゴミ箱の中のごみを回収する。 ・汚物を回収して、ビニール袋を取り替える。 【スポットクリーニング】 ・手摺り、ドアノブなどは病室の清掃方法に準ずる。 ・排水口のごみを取り除く。

	・パイプやフラッシュバルブなどの金属部分は乾いたウエスで拭き上げる。 ◎ウエスは他の場所と区別すること。 【壁面】 ・壁面は洗剤を含ませたウエスで拭き上げる。 【床面】 ・床面の埃・土汚れなどはダスタークロスモップを用いて除去する。 ア　汚物室の奥から手前に向かい、モップヘッドがＳ字型を描くように行う。 イ　移動可能な物は動かして、その下も除塵する。 【消耗品の補充】 ◎消耗品を必要以上に積み置かないこと。 【点検】 ・上記作業の点検を行う。 ・一日に何度か汚れ具合、消耗品の有無等の点検を行う。

【大学関係施設】

建物別特記事項(日常清掃作業要領以外)

作業場所	特　記　事　項
管理棟 　学長室・理事室	・清掃は平日に実施し、作業の際は、現場職員に声掛けの上、行うこと。 ・執務机の上の書類には触らない。 ・ミーティングテーブルの上に置いてあるものは動かさない。
講義実習棟・看護学科棟 　講義室、実習室 　更衣室ロッカー	・各室の黒板・机・備品等の塵埃を除去し、汚れを雑巾で拭き仕上げする。 ・チョークの粉、ゴミを廃棄する。 ・移動可能なものは、移動させて清掃を行い、現状に復する。 ・定期的にロッカー上の埃を雑巾で拭いて除去する。
福利施設棟 　喫茶室及び学生食堂	・テーブル等の備品は固く絞った雑巾で拭く。 ・手洗い、飲料水用の１槽シンクの水垢等は、随時除去すること。
松門会ホール	・学生が少ない時間帯に実施する。 ・テーブル等の備品は乾拭きを行う。
※講義実習棟、看護学科棟、福利施設棟の忘れ物は、学務課学生支援係に届出ること。	
附属図書館	・カーペットは真空掃除機を用い除塵する。 ・移動可能なものは、移動させて清掃を行い、現状に復する。 ・テーブル等の備品は乾拭きを行う。
基礎臨床研究棟 　コミュニケーションスペース	・テーブル等の備品は乾拭きを行う。 ・移動可能なものは、移動させて清掃を行い、現状に復する。
臨床講義棟 　1階保健管理センター	・清掃開始時の際、90Lのごみ袋を現場職員に渡し、清掃終了時に回収する。
ＲＩ動物実験施設	・各階廊下及び階段は消毒剤付きウエットモップで拭く。 ・玄関回りの土足エリア(タイル)は掃き掃除、棚の上は退かせるもののみ退かして拭く。 ・すのこは、週1回退かし、その下を掃く。

	・すのこの上は、靴下は可、土足及び室内用スリッパ厳禁
サイクロトロン棟	・ＲＩ管理区域内で使用する器材等については、本学職員の許可を得ることなく管理区域内に持込み又は持ち出してはならない。
各建物風除室、玄関ホール付近	・風の強い日は、落ち葉等が玄関から入りやすいので、適宜巡回し落ち葉等を除去する。 ・雨天時、雨水により床が滑る恐れがある場合、適宜乾いたモップで水気を取る。 ・玄関マットの清掃及び傘立て等の備品を移動して、床面の除塵をする。
※その他、各施設の清掃場所は本学職員等が業務等している場合があるので業務等の支障にならないよう十分配慮すること。	

【建物外清掃】

作業場所	作　業　要　領
各建物付近	・建物周囲のゴミ、タバコの吸殻、落ち葉等を除去する。 ・建物のガラス、外壁等に汚損個所が認められる場合は状況に応じ清掃する。 ・建物玄関、風除室等にクモの巣等がある場合は、取り払い清掃する。
構内道路 幹線道路、 学内道路	・通行車輌、通行人に十分注意し、かつ、清掃中である旨の表示をした上で作業を行う。 ・車道、歩道上のゴミ、タバコの吸殻、落ち葉等を除去する。落葉シーズンには、本学職員の指示する場所に落葉を集積する。
学内橋（舟岡橋） 職員駐車場内、立体駐車場内及び周辺、EV 内、階段	・橋上のゴミ、タバコの吸殻、落ち葉等を除去する。 ・通行車輌に十分注意し、作業を行う。 ・ゴミ、タバコの吸殻、落ち葉等を除去する。特に側溝内について作業を行う。
備品、標識等 その他	・構内にある屋外椅子、道路標識等に汚れが認められる場合は、状況に応じて清掃する。 ・大学敷地内や建物内外に動物や鳥類などの死骸を見つけた場合及び本学担当職員から連絡があった際は、速やかに除去作業を行うこと。なお、大型の鳥類や複数の鳥類の死骸の場合は、本学担当職員と協議し指示により対応すること。 ・学内において降雨後の水たまりがある場所、カビ、コケなどの発生している場所がある場合や転倒の危険性がある場合は、職員の指示により随時、清掃等すること。（管理棟前、臨床講義棟西側、講義実習棟前（広場、階段、スロープ）、舟岡橋等）

別表２

定期清掃作業要領

定期清掃概要

１）合板フロアー、ゴム系タイル、塩ビシート及び塩ビタイルの床面は、日常清掃に定める作業を行った後、洗剤で汚れを除去し、乾燥後ワックスを塗布する。

２）カーペットは、吸塵後汚れを洗剤で除去し、水拭き後乾燥させる。

ウエットクリーニング又はセミドライクリーニング

３）大理石、タイル、みかげ石小叩き、コンクリートの床面は、汚れを洗剤で除去し、水洗い後水切りする。

１．床清掃

定められた作業周期ごとに「表面洗浄」を実施する。実施計画については、あらかじめ担当職員と協議すること。また、計画表を会計課用度係及び病院経営戦略課病院調達係へそれぞれ提出する。

作業手順	作　業　要　領
作業準備	・清掃作業中の案内板をわかりやすい位置に設置する。
	・廊下は、通行確保のため左右２分の１ずつに区切って片側ずつ作業する。
ゴミの除去	・自在ホウキ等で作業する場所の粗ゴミ、土砂などを取り除く。
洗剤（表面洗浄剤）の塗布	◎洗剤はその効力を十分に発揮させるためメジャーカップなどを用い、正しい希釈倍率にしてから使用する。
	◎作業中は、作業員以外の立ち入りを禁止すること。
	・洗剤は十分浸透させる。（３～５分は放置する）
ポリッシャーがけ	・作業を始める前に以下の事項に留意すること。
	ア．事前にコンセントの容量を調べる。
	イ．ポリッシャーを寝かせて置く。
	ウ．ポリッシャーにパッド（赤、青もしくは緑）を正しく取り付ける。
	エ．ポリッシャーのスイッチが切れていることを確認の上、コンセントにコードを差し込む。
	・作業上の注意点は以下のとおり。
	ア．作業中は、コードが足下に垂れないようにする。
	イ．作業中に機械を離れるときは、必ずスイッチを切り本体を寝かせて置く。
	ウ．感電しないよう濡れた手で機械を持たない。
	・操作上の注意点は以下のとおり。
	ア．一定速度で中断することのないように移動する。
	イ．パッド面は床面と平行になるように、またポリッシャーを10cm程度重ねてかける。
	ウ．ポリッシャーはゆっくりとした速さでかけ、流し洗いは避ける。
	エ．壁際や備品類の近辺の作業は、ポリッシャーを右から左に移動させる。
	◎逆方向の作業では、ハネが飛んだり汚水が流れ込む恐れがある。
	・ウエットクリーニング又はセミドライクリーニングにより実施する。
	・ポリッシャーをかけ終わってからではなく、ポリッシャーの後を追うようにして連続作業で行う。
汚水回収	・洗浄が終わった部分から順次汚水をかき取る。
	・もし汚水が乾いてしまったら濡らしたモップで擦るか洗剤を再塗布する。

水拭き	・汚水回収が済んだ部分は直ちに水拭きを行う。床面が湿っているうちに拭き始め、床面に汚れを残さないようにする。 ・作業上の注意点は以下のとおり。 ア．モップはあらかじめ必要本数を用意しておく。 イ．１本のモップで作業する面積を約２０㎡とする。 ◎モップは汚れきる前に交換しなければ床面を汚してしまうので注意する。 ウ．水拭きは必ず３回以上行う。（養生テープ等を使用した場合は、１回目は養生テープ等を剥がしながら行う。）
乾燥	・送風機等を用い、完全に水分を乾燥させる。 ◎雨天時や気温の低いときは通常の１．５倍程度は乾燥時間が必要になる。 ◎窓を開けるなどして乾燥を助ける。（雨天時など湿度の高いときは室内内側のみ開ける等）
後かたづけ、その他	・作業中は、作業員以外の立ち入りを禁止する。 ・使用したモップ、バケツなど忘れずに片づけること。 ・作業の際、移動可能な物はすべて移動して行い、終了後は元に戻すこと。ただし、ベッド・診察室の医療機器など動かして良いか判断に迷った際は看護師等本学職員の指示による。

２．床材別特記項目

（１）カーペットの床面

作業手順	作　業　要　領
ゴミの除去	・真空掃除機を用い、除塵する。
洗剤の塗布、ポリッシャーがけ	・カーペット用洗剤、カーペット用ポリッシャーを用いること。 ・ウエットクリーニング又はセミドライクリーニングにより実施する。
汚水回収、乾燥	・十分に乾燥させる。
後片付け	・使用した道具は忘れずに片づける。

（２）陶質タイル・レンガ等の床

作業手順	作　業　要　領
除塵・洗浄	・除塵の後、洗剤を用い、ポリッシャーを用いて床表面を洗浄する。パットはブラシを使用する。
汚水回収・水洗い・水拭き	・給水バキュームを使用し、汚水を回収した後、水洗いをし、水拭きをする。

３．浴室・シャワー室・トイレ等の換気扇、排水口等

作業手順	作　業　要　領
除塵・洗浄	・除塵の後、取外し可能なものは洗剤を用い洗浄する。洗浄後、乾燥を確認し元の位置に取り付ける。 ・浴室等のシャワーヘッドが取外し可能なものは洗剤を用い洗浄すること。 ・排水口のごみを取り除くこと。 ・浴室等内にカビ等が発生している場合は、カビ取り洗剤を用い除去すること。 作業に当たっては、換気に注意し実施すること。使用するカビ取り洗剤の成分等については、事前に担当職員に確認すること。

別表３

巡回清掃作業要領

清掃品質を評価、管理する品質管理者は、全清掃区域を巡回して清掃品質を確認し、清掃の不十分な箇所は自ら改善し又は清掃従事者に指導する等を行い、品質状況を取りまとめ継続して評価するものである。

医学部附属病院の指定する範囲の巡回清掃は、別表２.定期清掃作業要領によりエリア毎に原則年１回実施とするが、本学各部署との協議をもって設定し清掃品質が保たれる場合は作業方法を限定しない。

巡回清掃は、別表１.日常清掃作業要領及び別表２.定期清掃作業要領を踏まえ、日常清掃等において不十分となり得る箇所を品質管理者が自らの評価をもって設定し改善又は指導すること。

本学が設定する対応箇所は以下のとおりとする。

１．水回り及び浴室について

シャワー室の天井、シャワー室の扉、浴室のステンレス部分、排水口、壁・タイルの汚れ、蛇口・吐水口周辺の汚れ及び目詰まりへの対応

２．便所について

便座、便器の蓋、便器の外側、ウォシュレットノズルの汚れへの対応

３．階段について

特に病棟内にある階段及びエレベータの床、壁、扉への対応

基礎臨床研究棟にある階段の床、壁、扉への対応